

18 高等試験予備試験免除に関する指定並びに私立大学学部  
入学資格認定標準変更・施行  
〔昭和四年四月〕

発専三六号	裁決	4月5日	文書課長	送	月	日	起案者
(注記1)	定			発			(春日)

昭和(三)(四)年一月二十二日起案

学務課長 (河原)

専門学務局長 (西山)

次官 (栗屋)

近澤督学官 (近澤) (野村)

高等試験予備試験免除ニ関スル指定並ニ私立大学学〔々〕部  
入学ニ関スル件伺

(注記4) 私立専門学校卒業者ニ対スル高等試験予備試験免除ニ関スル指  
定並右指定学校卒業者ノ私立大学々部入学資格ヲ認ムルノ件ニ  
付〔大正十三年〕伺定メ事項中指定標準ヲ左記ノ通り変更施行相  
成可然哉

成可然哉

記

(注記5) 一、外国語ハ必ス三ヶ年以上之ヲ履習スルヲ要シ且時間数ハ合  
計九時間ヲ下ラザルコト

(注記6) 二、其ノ他ハ次ノ学科中四科目以上ヲ履修シ教授時数ハ合計  
九時間ヲ下ラサルコト

修身又ハ倫理、国語、漢文、歴史、地理、哲学概説、心

理、論理、法制、経済、自然科学、数学、物理、化学、  
植物、動物、鉱物、地質

備考  
一、前掲学科目ハスヘテ高等学校高等科〔学科〕学科課程ニ扱  
レリ

二、法制ハ法学通論トシ経済ハ経済通論又ハ経済原論トス  
三、〔従来〕改正指定標準以下ニテ指定シタル学校ニ対シテハ  
将来学科課程ヲ変更セシメントス

理由

外国法ハ前伺定メノ際予定シタル通り履修年限二年ヲ三年トセ  
リ  
其ノ他ノ科目ハ〔従来〕修身及倫理ノ如キ凡ユル学校ニテ履修セ  
シムル学科ヲモ加ヘテ三科目六時間以上ニシテ不足ト認メラル  
、ニ依リ之ヲ四科目九時間以上ニ改メントス

〔参照〕

大正十三年六月二十八日次官伺定

大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依ル指定並私立  
大学学部入学ニ関スル件伺

曩ニ相当時間高等普通教育ニ関スル学科目ヲ教授スル私立専門  
学校卒業者ニ対シ大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依ル  
高等試験予備試験免除並私立大学学部入学資格ヲ認ムルヤウ伺  
定メ有之タルトコロ左記標準ニ依リ夫々指定並認可相成可然哉

記

一、外国語ハ必スニケ年以上之ヲ履修スルヲ要シ且時間数ハ合計九時間ヲ下ラサルコト

二、其ノ他ハ次ノ学科目中其ノ何レカヲ選フモノトシ且時間数ハ合計六時間ヲ下ラサルコト

修身又ハ倫理、国語、漢文、歴史、地理、哲学概説、心理、論理、法制、経済、自然科学、数学、物理、化学、植物、動物、鉱物、地質

三、前各号ハ今回ノ指定標準トシ将来ノ指定標準ハ外国語ハ三年ヲ通シ教授時数九時間以上其ノ他ハ前第二号ノ学科目中三科目以上ヲ履修シ教授時数合計六時間ヲ下ラサルコト

備考

一、前掲ノ学科目ハスヘテ高等学校高等科ノ学科課程ニ拠レリ

二、法制ハ法学通論トシ経済ハ経済通論又ハ経済原論トス

(注記1)

「昭和四年四月五日伺定」

(注記2)

「完結」

(注記3)

「記録掛 5・2・19 受領」

(注記4)

「九」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「二年九時間」

(注記6)

「三科六時間」

(下札)

(有原)

⑩種別 わ二ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 専門学務局伺

高等試験予備試験免除ニ関スル指定並ニ私立大学々部入学資格認定標準変更方ノ番号 発専三六ノ結了年月日 昭四 四、五ノ保存年限 ムキノ枚数 四一

【自昭2年至昭9年 認定指定総規  
第2冊】文部省⑨ 3A, 32—5, 2113】